

不登校対応 基本マニュアル

事例別対応編

～具体的な 12 の事例対応例による児童生徒への対応～

不登校は、特定の子どもに特有の問題があることによって起こるのではなく、どの子どもにも起こり得るものです。

学校や家庭、地域社会が、不登校をはじめとする欠席しがちな子どもと保護者に寄り添い、子どもがなぜ学校に来ることができていないのか、どのようなことで困っているのかを「見立てる（アセスメントする）」ことが大切です。

すべての子どもが、学校で楽しく過ごし、一人一人が自信と誇りを持ち、将来の夢と希望が実現できるよう、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組んでいきましょう。

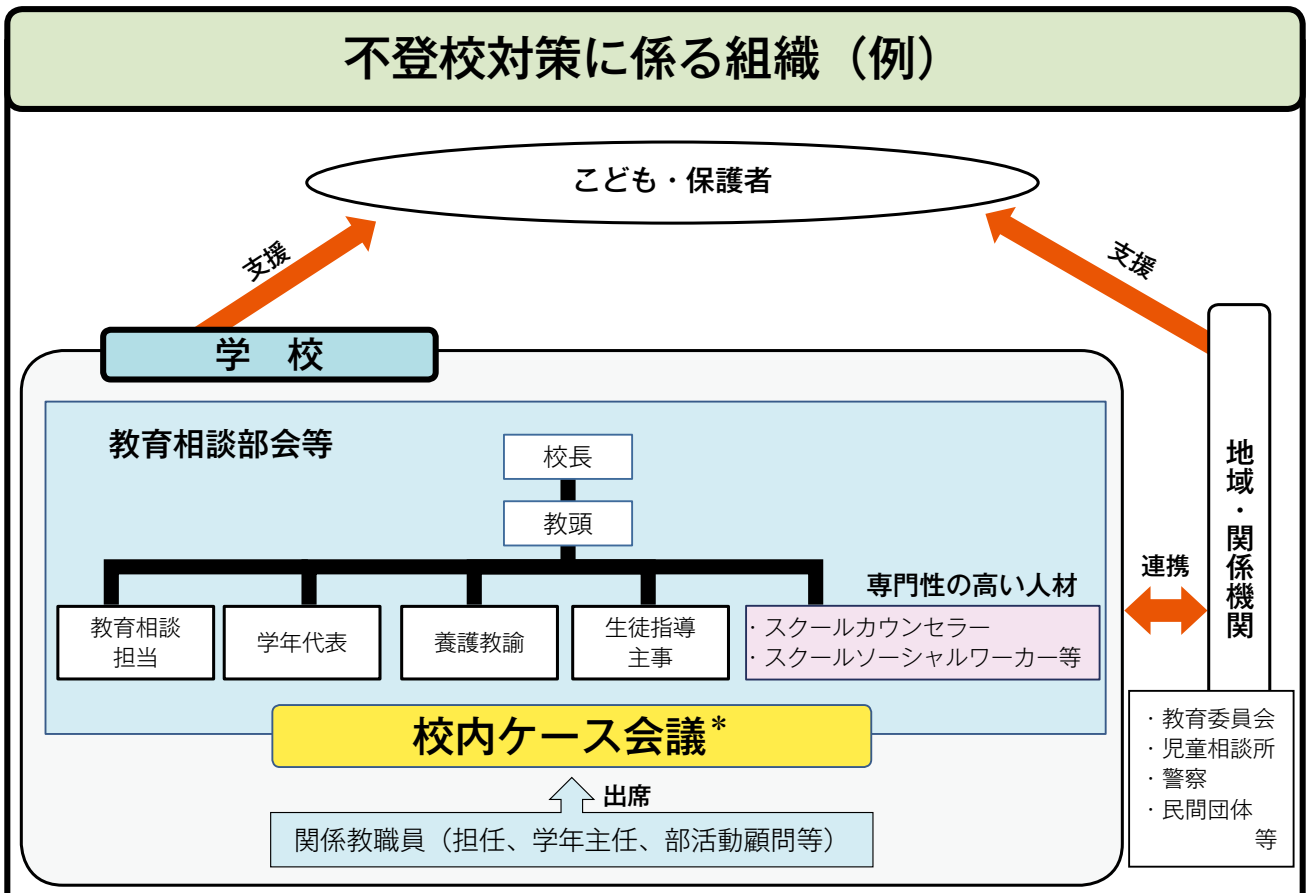
はじめに

不登校は、学校教育における喫緊の大きな課題です。とりわけ、本県は、不登校児童生徒の出現率が高い水準で推移しています。

このため、これまでも、魅力ある学校づくり、集団づくり等に取り組み、不登校の未然防止や早期発見に努めてきました。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談主事と連携を図り、早期対応や学校復帰に向けた取組等も行ってきました。加えて、平成27年度から、すべての公立小中学校を対象に「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を作成し、児童生徒理解を一層深めることにより、不登校の早期発見・早期対応に取り組んでいます。

本県のこどもたちが笑顔で学校に登校できるようになるためには、すべての教職員が不登校について正しく理解し、適切に対応することが必要です。これまでの取組を振り返り、確認しながら取組の一層の充実を図るために、県教育委員会はこのたび「不登校対応基本マニュアル 事例別対応編」を作成しました。本マニュアルと「不登校対応基本マニュアル 基礎編」を併せて活用し、不登校の未然防止や解消に向けて、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、全力で取り組みましょう。

不登校対策に係る組織（例）



* ケース会議…こどもの状況を適切に把握し、「見立て（アセスメント）」^{*1}を行い、継続的・組織的に支援するため、校長のリーダーシップのもと、関係する教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で児童生徒の支援方法等を協議する会議

《目 次》

P.1

不登校の基本的な対応の手順

P.2

1 欠席しがちな子どもへの対応

・全体フロー図

P.3

2 連続して3日間欠席した 子どもへの対応

・欠席しがちな子どもの前兆に気付く
・連続して欠席する子どもへの対応モデル

P.4

3 累計5日以上欠席した 子どもへの対応

・子どものSOSに気付く
・シートを活用した組織的な対応

P.5

4 「見立て（アセスメント）」 の方法とは ～欠席の要因を明確にする～

・情報の収集、確認（主なもの）
・「見立て（アセスメント）」の実施

P.6

5 チームによる組織的な支援が鍵 ～校内ケース会議の持ち方～

- 1 会議の円滑な進行のために
- 2 「見立て（アセスメント）」を行い課題を共有
- 3 支援計画の策定

P.7

6 具体的な対応例

- (1) 発達的な特性が主たる要因
- (2) いじめが主たる要因
- (3) いじめを除く友人関係が主たる要因
- (4) 教員との関係が主たる要因
- (5) 部活動への不適應が主たる要因
- (6) 非行が主たる要因
- (7) 学業の不振が主たる要因
- (8) 進路に係る不安が主たる要因
- (9) 入学時の不適應が主たる要因
- (10) 学校教育への不信が主たる要因
- (11) 病気(起立性調節障害等)が主たる要因
- (12) ネグレクト(虐待)が主たる要因

P.19

7 学校外の施設との連携

- ・教育支援センター
 - 教育支援センターとは
 - 県内における教育支援センター設置状況
- ・フリースクール等の民間施設
 - フリースクールとは
 - 学校との連携

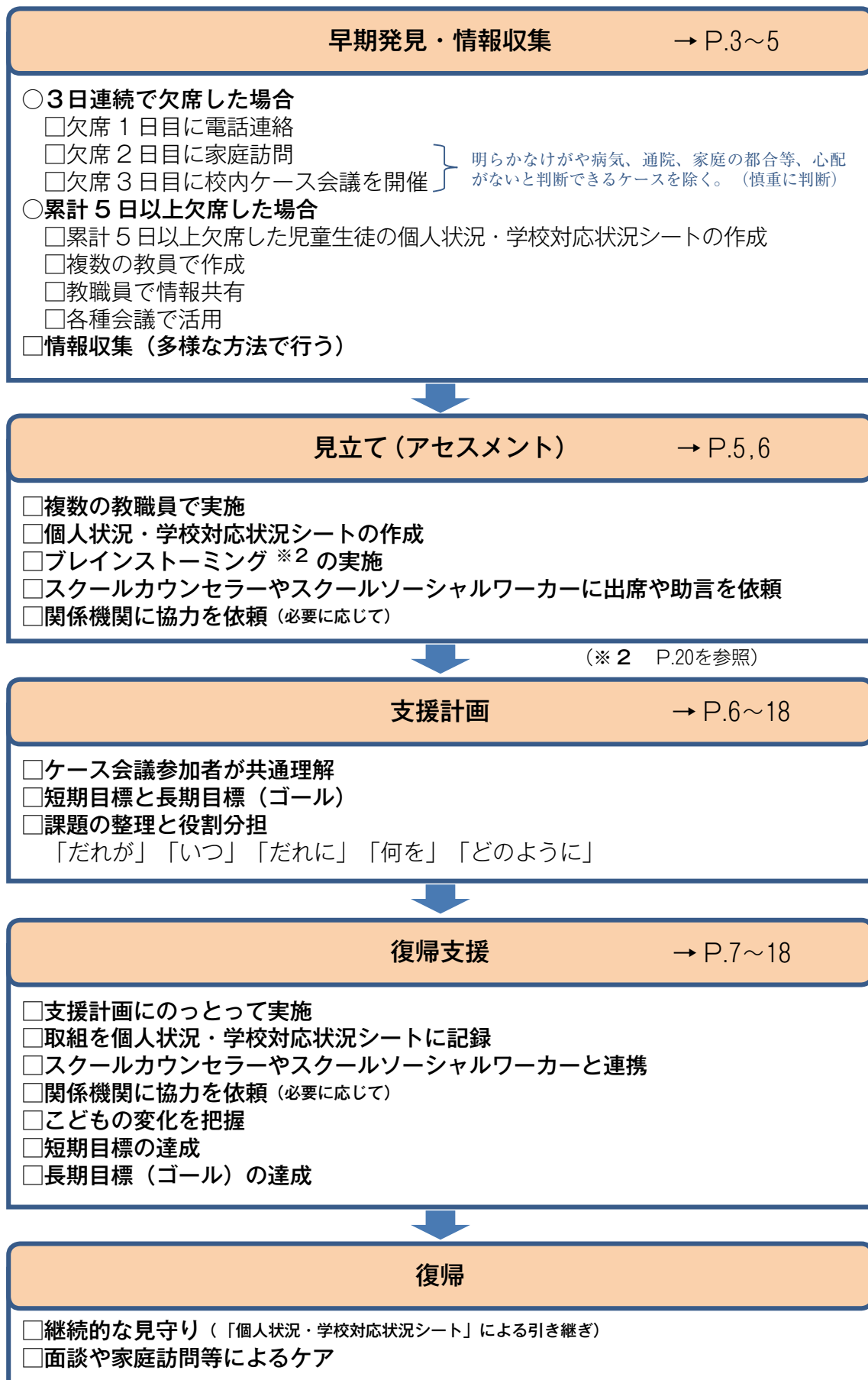
P.20

知っておきたい用語

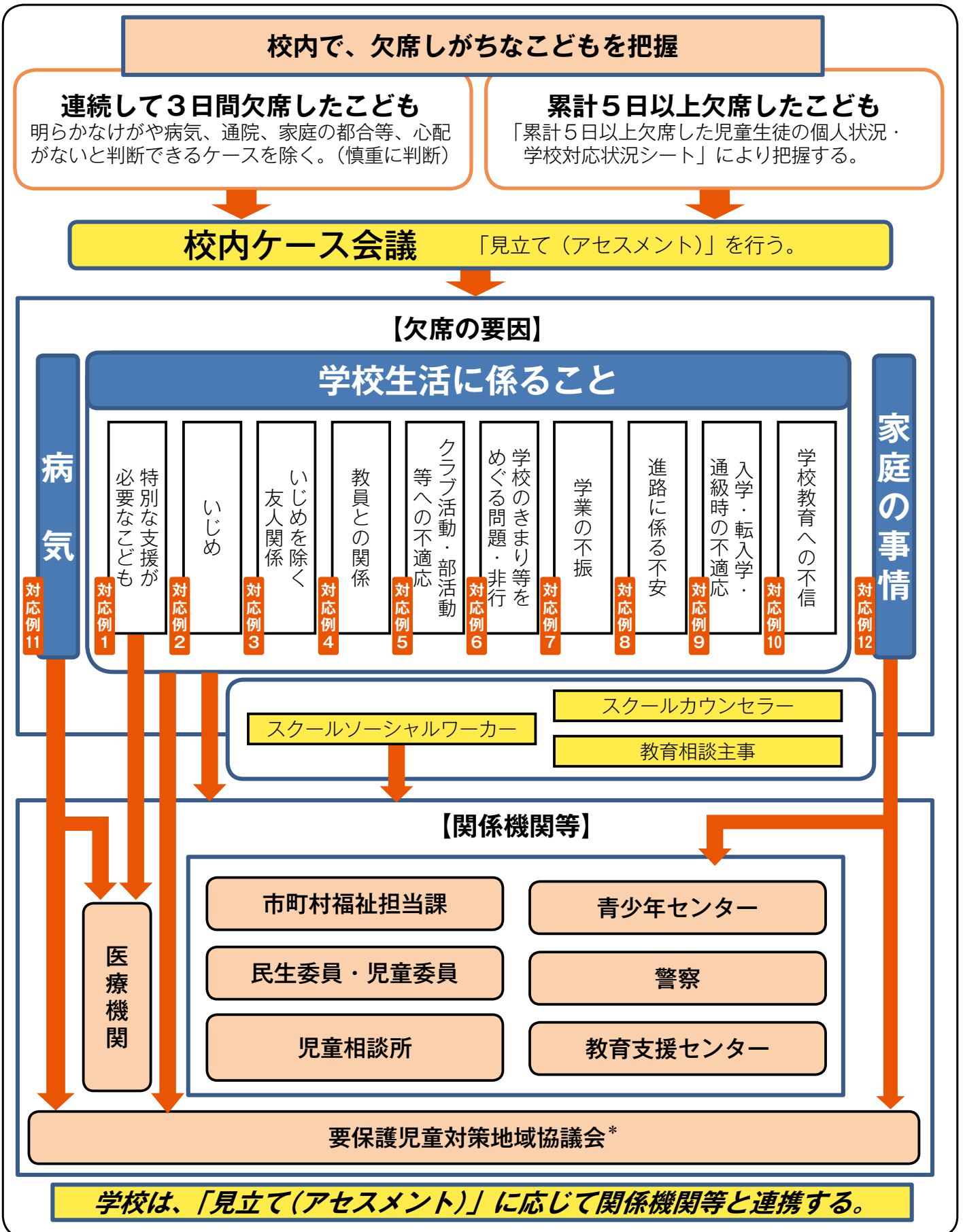
いじめ・不登校に関する相談窓口

不登校の基本的な対応の手順

☑ 取組のチェック



欠席しがちな子どもへの対応(全体フロー図)



* 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童や保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要支援児童等の早期発見及び適切な支援を行うため、市町村が設置する組織である。本協議会は、福祉機関、保健機関、教育機関、医療機関等の関係機関が連携して、要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容を具体的に協議する場であり、保護者や子どもの意向にかかわらず支援を検討し、実施できる。

欠席しがちな子どもの前兆に気付く

子どもの表情やしぐさに、少しでも変化や違和感を覚えた場合は、本人に声をかけたり、家庭訪問や保護者に電話連絡をしたりする。

連続して欠席する子どもへの対応モデル

欠席1日目

電話連絡等で確認

《担任》

子どもや保護者からていねいに聞き取る

- ・ 病状、体調、家庭での過ごし方
- ・ 体調や生活面以外で心配なことはないか

《担任》

明日の連絡等をていねいに伝える

- ・ 授業の連絡、持ち物
- ・ 早くよくなってほしいという気持ち
- ・ 安心して登校できるような声かけ

《担任、養護教諭等》

保護者から聞き取る

- 〔学校、家庭等、適切な聞き取り場所を選択〕
- ・ 子どもの様子
- ・ 気になること、不安なこと

《担任、養護教諭等》

子どもに会う（可能な限り）

- ・ 体調（病院の受診状況、診断結果等）
- ・ 家庭での過ごし方（昼夜逆転、不眠等）
- ・ 気になること、不安なこと
- ・ 休んでいることへの気持ち

* 明らかながや病気、通院、家庭の都合等、心配がないと判断できるケースを除く。（慎重に判断）

《管理職、担任を含む教職員》

校内ケース会議の開催→ P.5,6

- ・ 複数の教職員等で分析
 - ・ 情報共有・課題共有
 - ・ 「見立て（アセスメント）」
 - ・ プランニングを行い、具体的な支援計画を策定
 - ・ 役割分担
- (例)

○見立て（アセスメント）

子どもの欠席による母親の不安が子どもに影響を与えているので、母親を安心させる方策も考える。

○取組の方向性の決定

まず、担任と教育相談担当が週に1回、放課後に家庭訪問を行い、担任は子どもと、教育相談担当は母親と1時間程度懇談することを提案する。



欠席2日目

家庭訪問等で確認

と支援計画の策定
校内ケース会議による「見立て（アセスメント）」

欠席3日目

留意点

《担任》

欠席への対応について

- ・ 無断欠席は、必ず確認する。
- ・ 学級担任が連絡できない場合は、他の教員で分担する。
- ・ 子どもの安否が確認できない場合は、保護者に連絡し、学校全体で対応を協議する。

留意点

《担任、養護教諭等》

子どもの心情に寄り添う

- ・ 本人や保護者が求めている支援は何かを知る。
- ・ 学校生活に対する心配事や不安、悩みはないかを探る。

欠席の背景を把握する

- ・ 児童虐待、いじめ、発達の課題等

留意点

《管理職、担任を含む教職員》

必要な情報を持ち寄る→ P.4

- ・ 「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」や、教育相談の記録等

共通認識を図る

- ・ 子どもが抱えている課題
- ・ 欠席等の現状、経緯
- ・ 現在のこどもの様子や家庭状況等

「見立て（アセスメント）」の視点を共有する

- ・ 本人（学力、病気、性格、発育等）
- ・ 家庭環境（家族、経済、衣食住等）
- ・ 児童虐待（身体的、心理的、性的、経済的、ネグレクト等）
- ・ 学校環境（友人、学習状況等）
- ・ いじめの疑い
- ・ 地域環境（本人や家族を支える人材）
- ・ 日常生活（睡眠時間、食事等）

再アセスメント、支援計画の修正【繰り返して行う!】

こどもの SOS に気付く

こどもは、悩みやつらい気持ちを常に教職員に伝えるわけではありません。心とはうらはらに、元気にふるまうこともあります。

そこで、こどもの変化にいち早く気付き、こどもや保護者に寄り添い、不登校等の未然防止を図るために、教職員が協力して「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を作成し、地道に取り組むことが必要です。

本シートをもとに、教職員で情報を共有し、「見立て（アセスメント）」を行い、組織的に取り組むことが、こどもにとって安心して登校できる学校づくりにつながります。

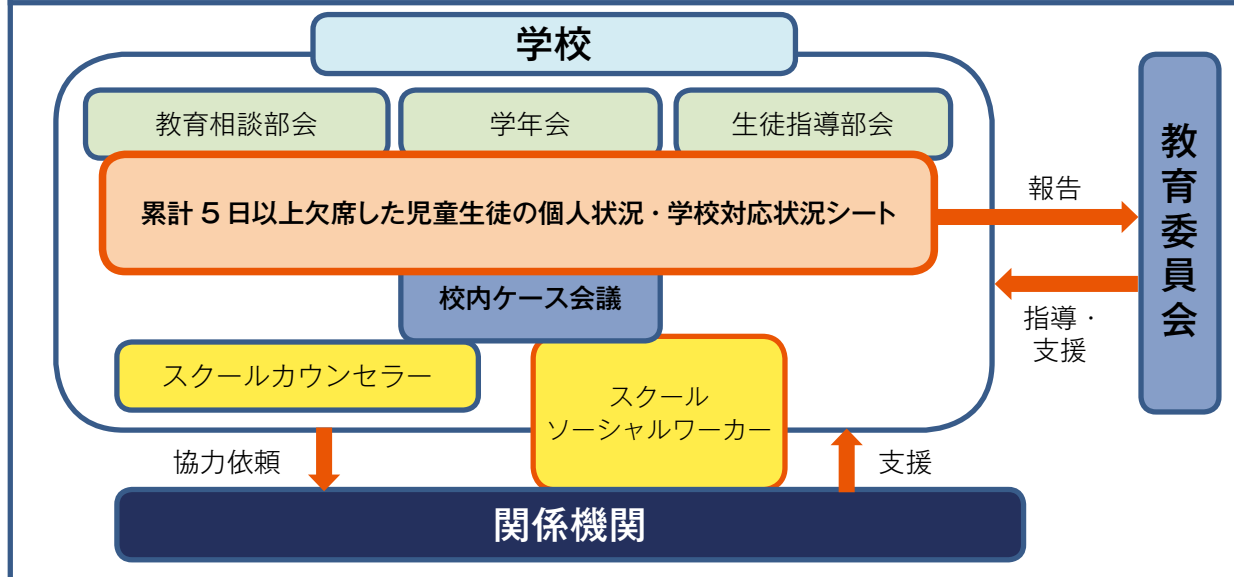
累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート

- 1 児童生徒について 【基本情報】
- 2 前年度までの欠席状況 【基本情報】
- 3 本年度の月別欠席日数等
【欠席理由を判断】
- 4 学校の対応状況
【こどもの様子や学校が対応した記録】
- 5 見立て（アセスメント）
【ケース会議での判断の記録】

校長が定期的に確認する。

様々な会議で活用する。
・個人情報なので、保存方法や
取り扱いに十分注意する。

シートを活用した組織的な対応 → P.5.6



不登校を含め、長期欠席^{※3}に適切に対応していくことが大切です。

(※3 P.20を参照)

「見立て（アセスメント）」の方法とは ～欠席の要因を明確にする～

欠席しがちである、欠席が続いた…

本人・保護者からの聞き取り

情報の収集、確認（主なもの）

教職員・友人からの聞き取り

今までの欠席、遅刻・早退の状況

スクールカウンセラー等の情報

いじめアンケート

生活日記

家庭訪問の記録

保育要録・指導要録等

アセスメントシート

累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート*

* 欠席していなくても、気になる子どもについてはシートを作成し、情報共有する。

「見立て（アセスメント）」の実施

どうして欠席しているのだろう？

学習の状況

健康状態

教員との関係

いじめ

生活習慣

家庭環境

部活動・クラブ

虐待

友人関係

他にも…

欠席理由が、「体調不良」「腹痛」「しんどい」などの場合は要注意です。家庭から欠席連絡があった場合も、「大丈夫だ。」と楽観視せず、「他に要因はないか。悩んだりしていないか。」などと考えることが大切です。

こどもが欠席し始めた初期の段階で、多様な欠席理由を想定することが大切です。複数の教員でたくさんの意見や気付きを出し合うことで要因を見つけていくブレインストーミングを行うことが効果的です。

こどもの示す行動の背景や要因を、情報を収集して系統的に分析し、明らかにします。（校内で組織的に対応を行うことが重要）

チームによる組織的な支援が鍵 ～校内ケース会議のもち方～

1 会議の円滑な進行のために

- 会議の参加者がこどもの状況を共通認識する。
「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を活用するとともに、「こどもが抱えている課題」「こどもの欠席日数と考えられる理由」「授業、休憩時間、部活動等における学校での様子」「こどもの人間関係や家庭の状況」等の情報を記載した「個人シート」を作成する。
- ・多くの教員が協力して、できる限り詳しい情報を事前に収集しておく。
- ・管理職が進行を行うことを原則としながら、教育相談担当や生徒指導主事、スクールソーシャルワーカーが中心になって進行してもよい。

2 「見立て（アセスメント）」を行い課題を共有

- 「見立て（アセスメント）」を行う上での留意点
 - ・複数の教員等で情報を共有し、整理・分析を行う。
 - ・ブレインストーミングを行い、様々な可能性を模索する。
 - ・「なぜ?」「どうして?」など疑問をもったり、はっきりとわからない要因や背景を様々な視点から分析したりして、要因を明らかにしていく。→決めつけず、あくまで仮説として対応
- より適切な「見立て（アセスメント）」を行うために
 - ・早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの出席や関与を求める。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる「見立て（アセスメント）」や助言を積極的に取り入れる。

一人で抱え込まずに
チームで取り組むことが大切



3 支援計画の策定

- 課題を整理し、具体的な支援計画を策定する。
 - ・長期目標（ゴール）とその実現に向けた短期目標を明確にし、会議参加者で共通理解する。
 - ・「だれが」「いつ」「だれに」「何を」「どのように」「どの程度」行うことが効果的であるかを検討し、具体的に役割分担する。
 - ・どの関係機関と連携して、いつから取り組むかを定める。
 - ・保護者が参画することで効果的な支援につながるケースもある。

こどもの状況は変わっていくため、継続的に繰り返し「見立て（アセスメント）」を行い、支援計画を策定しなおすことが必要！

根拠をもって積極的にアプローチしたり、見立て（アセスメント）からこどもの様子を見ていったりする。

(1) 発達的な特性が主たる要因

Aは、幼稚園では、落ち着きがなく、友人と遊んでいても我慢ができず、急に怒り出すことが多くみられた。小学校に入学しても、突然、授業中に教室内を歩き回ったり、体を動かしてしまうなど、落ち着いて自分の席に座っていることができなかった。

ちょっとしたことで大声を上げたり、乱暴になったりしたことから、級友が次第にAを避けるようになり、Aは登校することを渋った。Aの行動が気になった担任は、Aの保護者に相談したところ、Aの保護者は、Aを医療機関で受診させた。診断の結果、ADHD（注意欠如・多動性障害）と診断され、Aの保護者は合理的配慮*4の提供を学校に申し出た。

(※4 P.20を参照)

【 対 応 】

担任が校長と特別支援教育コーディネーターに報告

特別支援教育コーディネーターと担任による情報の収集の対象

教職員

幼稚園

A（本人）

Aの保護者

- ・保護者にケース会議への出席を依頼する。
- ・医療機関等の関係機関との連携を視野に入れる。

ケース会議への出席

ケース会議 → P.6

- すべての教職員が、情報を共有する。
- Aの保護者にケース会議への参加を依頼し、教員とともにAの様子を確認し、取組を検討する。
- 特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに専門的な見地から助言を受ける。
- AとAを取り巻く環境等の「見立て（アセスメント）」を行う。
- Aに対する支援計画を策定する。

連
携

医療機関等
の関係機関

Aの心情や障害の状況等に応じた配慮【主なもの】

考えられる 状態	配慮	手立ての例
いつもと違う活動場面において、強い不安を抱く。	勉強など集中しなければいけないときに、集中し続けることが難しい。	失敗が多く、自己評価が低い。

教職員は、子どもの障害の特性を把握し、対応を固定的に捉えず、子どものニーズに合わせた支援や指導を検討することが重要です。

学校生活に関わることへの配慮

- すべての教職員が、Aに対する合理的配慮を理解した上で、A及びAの保護者を支援する。
- 担任自身がAへの関わり方のモデルとなり、周囲の子どもたちに理解を促していく。
- 担任は、Aの障害を配慮した教室掲示等の工夫や授業方法等を研究する。
- 担任は、学級の子どもたちに、多様性を受け入れる心情や態度を育む。
- 教職員は、担任まかせにせず、組織的にAの支援を継続的に行う。

(2) いじめが主たる要因

Bは真面目な学習態度で、不真面目な級友を注意することが多かった。このことに腹を立てた生徒がSNSを使って、Bをからかったり無視したりするよう広めた。Bに対するいじめは徐々にエスカレートし、その結果、Bは登校を渋るようになり欠席が増えていった。

【 対応 】

(参考) いじめ問題対応ハンドブック対応事例(ネットいじめ)



いじめの疑いがある場合(校長に報告)

リーフレット

いじめ問題
対応マニュアル

P.6「組織的に動く」



担任が一人で抱え込まず、組織として対応する。

いじめ対策委員会を開く

組織的な判断のもとで対応

Bに対する支援【繰り返し見立てる】

- 担任等が家庭訪問を行い、Bにつらい思いをさせたことを謝罪するとともに、B及びBの保護者の思いを聞く。
→ Bの状態を見ながら、事実確認を行う。
- いじめ対策委員会¹で決定した加害生徒に対する指導方針や加害生徒の指導状況を、B及びBの保護者にていねいに説明する。
- ケース会議を開き、Bの状況といじめ対策委員会²で検討した指導方針について共通理解する。
- Bの具体的な登校支援の方法について検討する。
- ケース会議で策定した支援計画に基づいた登校支援に取り組む。
 - ・家庭訪問等によるBの学校復帰に向けた支援とBの保護者のニーズの確認・把握
 - ・担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によるB及びBの保護者の心のケア
 - ・欠席した期間の学力補充

加害生徒への指導【繰り返し見立てる】

- 担任や生徒指導主事等が、しっかりと聞き取り、事実確認を行う。
- いじめ対策委員会¹を開き、今後の指導方針を検討する。
- 担任、管理職、生徒指導主事等が、「見立て(アセスメント)」を行い、いじめを止めるように指導する。
- 担任、管理職、生徒指導主事等が、加害生徒の保護者に対してていねいな説明を行い、理解を求める。
- 必要に応じて、青少年センター、児童相談所等と連携する。
- 加害生徒の反省が不十分であり、行動が改善されないなど、Bの不安を解消できない場合は、加害生徒を別室に登校させて指導したり、教育委員会と協議の上、加害生徒を出席停止にしたりする。
- 再発防止に向けて加害生徒の課題を解消するため、担任や養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等によるケアを行う。

再発防止・問題の解消
(Bに安心感を与える。)

組織的な判断のもとで対応

Bが登校できない場合

- 担任等が家庭訪問を行い、B及びBの保護者とコミュニケーションをとるとともに、加害生徒を含む学校の状況等を伝える。
- Bに別室登校や教育支援センターへの通室等を促す。
- 加害生徒及び他の生徒に対して、計画的・継続的にいじめの再発防止に係る取組を行う。
- B及びBの保護者に対してスクールカウンセラー等によるケアを行う。
- ケース会議を継続して行き、Bの再アセスメントと支援計画の再検討を行う。
- Bが、環境を変えるために転校を希望する場合は、担任や管理職、スクールソーシャルワーカー等が、B及びBの保護者からていねいに話を聞き、B及びBの保護者の同意のもとで決定する。

Bが登校できる場合

- 担任等が家庭訪問や面談を行いながら、B及びBの保護者のケアに取り組む。
- 担任や生徒指導主事等が、加害生徒及び他の生徒に対して、計画的・継続的にいじめの再発防止に係る取組を行う。
- 担任や教科担当が、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。
- 必要に応じて、B及びBの保護者に対してスクールカウンセラー等によるケアを行う。
- 学校生活を送るBの小さな変化をていねいにとらえ、個人状況・学校対応状況シート等で教職員が情報共有する。

いじめにより欠席が続くことは、いじめ防止対策推進法第28条により「**重大事態***」に該当します。

*重大事態に該当する可能性がある場合は、直ちに教育委員会を通じて首長に報告を行う。その後、調査を行い、その結果を踏まえ、首長は必要な措置を講じる。
詳しくは「和歌山県いじめ防止基本方針 第4章重大事態」を参照。

(3) いじめを除く友人関係が主たる要因

友人に気を遣いながら学校生活を送っていたCは、ある日、友人がCのことに気付かずに目の前を通り過ぎたため、Cは友人が自分のことを嫌がって無視したと思い込んだ。その結果、Cは体調不良を訴え、登校を渋ったり、欠席が増えていった。

【 対応 】

教職員がCの状況を認識（校長に報告）

Cとの個人面談や
担任等による家庭訪問

複数の教員で、いじめ
アンケート等を確認

生徒指導主事等による
教職員、関係児童からの
情報収集

いじめの疑いがある場合 → P.8

ケース会議による「見立て（アセスメント）」 → P.5,6

Cの心情や体調等に応じた対応【主なもの】

考えられる
状態

頭痛や吐き気、腹痛が襲い、
家から出られなくなる。

精神的に不安定な状態になり、
家庭で暴言を言ったり暴力を
振るう。

無気力になったり、体を傷つ
けるなどの自傷行為が見られ
る。

定期的にあセスメントを行い、Cの変化を把握する。

手立ての
例

学校の対応

- 担任等が、個人面談や家庭訪問を行い、Cの心のケアと保護者のニーズを確認・把握する。
- 保健室や別室登校等の受け入れ体制を整備する。
- 関係児童の指導とケアを行う。
- Cの心情や体調等を把握し、支援計画を改善しながら、学校復帰を支援する。
- 学校の取組をC及びCの保護者に伝える。
- 学級の状況を複数の教員で見立てる。

関係機関等との連携

- スクールカウンセラー等によるC及びCの保護者の心のケア
- スクールソーシャルワーカーを活用し、民生委員・児童委員、児童相談所や医療機関等の関係機関と連携する。
・虐待が懸念される場合、速やかに児童相談所に通告する。→P.18

様々な要因が隠れている可能性があるため、専門的な知識をもつスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談主事等に相談する。

Cが安心して登校できるように学級指導を行う

学校・地域・家庭にCが安心して過ごせる居場所をつくとともに、Cだけではなく、繰り返し学級集団の状況の見立て（アセスメント）を行う。

(4) 教員との関係が主たる要因

Dは、授業開始時間になっても級友をからかいながら騒いでいたため、担任から注意された。Dは、「級友も騒いでいたのに、自分だけが注意されるのは、おかしい」と反論したが、担任に聞き入れられなかった。その後、Dは、担任が自分のことを嫌っていて、自分だけに厳しいと感じるようになり、次第に担任に会いたくないという気持ちが強くなった。その結果、Dは登校を渋るようになり、遅刻や早退、欠席が増えていった。

【 対応 】

教職員が事象を把握（校長に報告）

校長は、担任の指導方法の確認と指導

校長等が中心
となり調査

D及びDの保護者と面談
(担任以外で行うことも検討)

複数の教員で、いじめ
アンケート等を確認

校長の責任のもと、担
任等の教職員から情報
収集・初期対応の指示

- ・Dの気持ちに寄り添い、安心して再登校できることを最優先に考える。
- ・校長は、「担任に不安を感じたのはいつからか」「現在の気持ちもそうなのか」などをできる限り詳しくD及びDの保護者から聞き取る。
- ・いじめや学習に対する不安、家族との関係等、他の要因も関係していないかさぐる。
- ・Dが、なぜそのような気持ちになるのか、見立て（アセスメント）を行う。 →P.5

Dへの登校支援

- Dが安心して会える教職員等による家庭訪問や面談を行いながら、D及びDの保護者のケアに取り組む。
- 担任は、Dの保護者と面談したり、家庭訪問したりしながら、Dとの信頼関係づくりに取り組む。（担任への不安を取り除く。）
- 担任や教科担当が、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。（可能であれば、別室登校を促す。）
- 必要に応じて、D及びDの保護者に対してスクールカウンセラー等によるケアを行う。
- 担任との関係以外に要因があれば、校長の指示のもと、迅速に対応していく。

(報告・連絡・相談・確認の徹底)

学校の組織的な取組

- Dについて、多くの教職員で継続的に「見立て（アセスメント）」を行う。
- 教育相談部会やケース会議において、Dの再登校に向けた支援計画の検討を行う。
- 別室登校した際の対応や教育支援センター等と連携して、Dの学習の場をつくる。
- 管理職の指導のもと、必要に応じて、青少年センター、児童相談所、医療機関等と連携する。
- Dに関わるすべての教職員が、小さな変化をていねいにとらえ、「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」等で教職員が情報共有する。
- D及びDの保護者が、クラスの変更や他校への転校を希望する場合は、ていねいに話を聞き慎重に対応する。

(5) 部活動への不適応が主たる要因

7月に3年生が引退し、新チームの発表があり、Eは、1年生の中で1人だけレギュラーに選ばれた。夏休み中は、Eは練習に熱心に取り組んでいたが、部内で孤立することが多くなり、新学期が始まると体調不良を理由に部活動を欠席するようになった。その後、登校はするものの遅刻や早退、そして欠席が増えていった。

【 対応 】

顧問、担任がEの状況を認識（校長に報告）

いじめの疑いがある場合

いじめ対策委員会を開く → P.8

組織的な判断のもとで対応

リーフレット

いじめ問題
対応マニュアル

解決していませんか、このページのサイン

P.6「組織的に動く」



Eに対する支援

- 顧問や担任等が家庭訪問を行い、E及びEの保護者の思いを聞く。
 - ・Eの状態を見ながら、事実確認を行う。
- 顧問は部活動の取組について管理職や体育部会、他の部活動顧問と協議し、部活動の指導方針を生徒に再確認する。
- 部活動内の人間関係の修復に取り組む。
 - ・いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会で決定した加害生徒に対する指導方針や加害生徒の指導状況を、E及びEの保護者にていねいに説明する。
- ケース会議を開き、Eの状況（といじめ対策委員会で検討した指導方針）について共通理解する。
- Eの具体的な登校支援と部活動への復帰の方法について検討する。
- ケース会議で策定した支援計画に基づき、登校支援に取り組む。
 - ・家庭訪問等によるEの学校復帰に向けた支援とEの保護者の心のケア
 - ・顧問や担任、養護教諭、スクールカウンセラー等によるEの心のケア
 - ・欠席した期間の学力補充
- Eが部活動の転部や退部を希望する場合も視野に入れ、できる限り本人の希望に添う対応を行うとともに、担任や顧問等は引き続き細心の注意を払う。

加害生徒への指導

- 顧問や担任を中心に、部活動や学級でのトラブルや嫌がらせがないか、情報収集を行う。
- いじめ対策委員会を開き、今後の指導方針を検討する。
- 顧問、担任、生徒指導主事や管理職が、いじめを止めるように指導する。
- 保護者に対してていねいな説明を行い、理解を求める。
- 必要に応じて、青少年センター、児童相談所等と連携して粘り強く指導する。
- 顧問や担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等によるケアを行う。

再発防止・問題の解消
(Eに安心感を与える。)

Eの状況に応じて、ていねいな「見立て（アセスメント）」と支援計画の策定を行い、学校復帰及び部活動復帰につなげていく。

この後は基本的に、対応例(2)と同じ対応を行うとともに、次のことを教職員全員で取り組む。

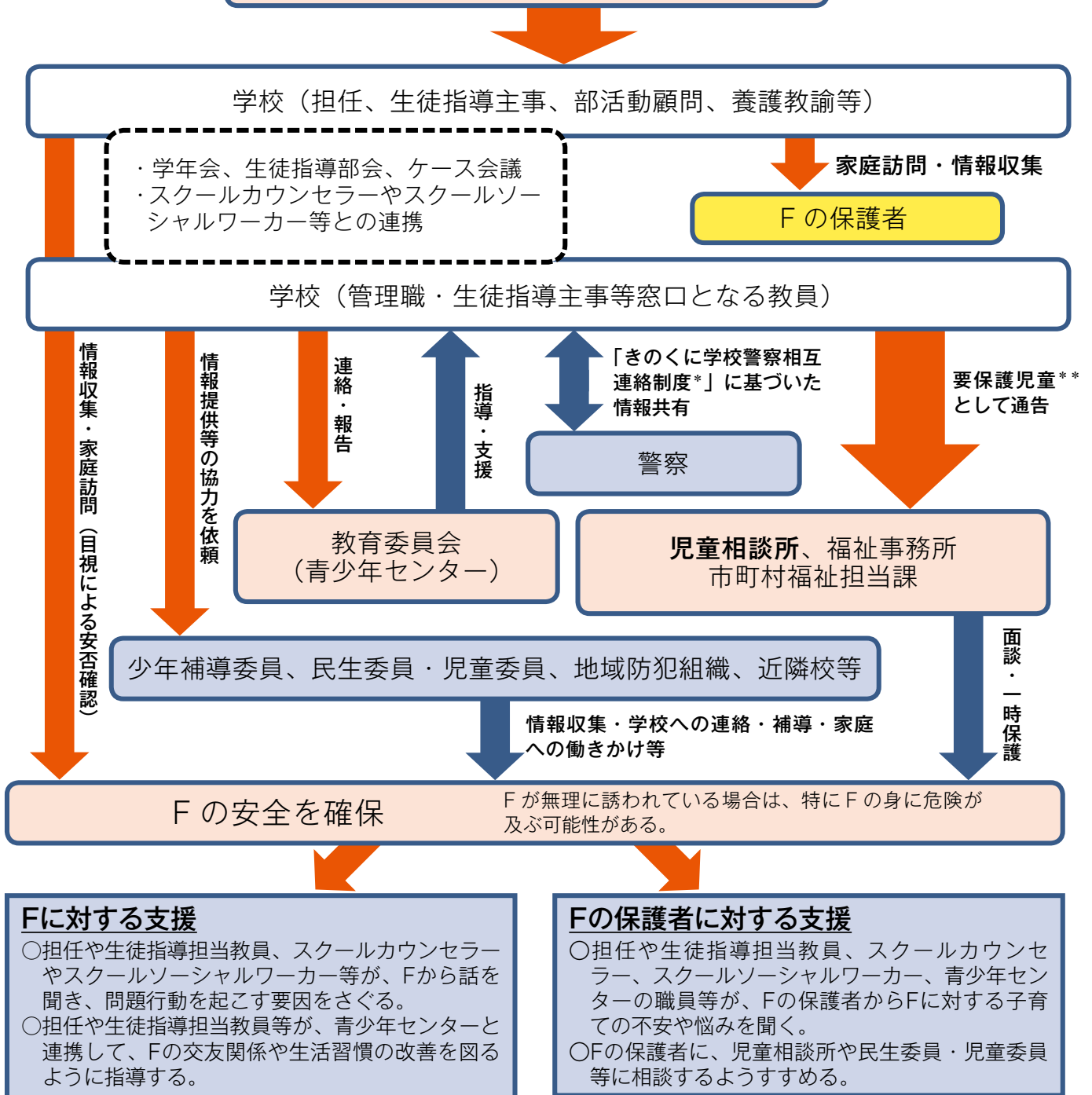
- すべての部活動で、顧問は生徒の出席状況を確認し、いじめや人間関係のトラブルが起っていないか確認する。
- 管理職は、部活動の活動方針やレギュラーの選定等について、適切かどうかを点検する。
- 顧問や担任は、部活動に取り組む生徒一人一人が、明確な目標をもって取り組んでいるか、どの程度の負担感を抱いているのか確認する。
 - ・いじめアンケートや生活アンケートに、部活動の項目を設けるなど、多様な方法で生徒の状況を把握する。

(6) 非行が主たる要因

夏休み以降、頭髪や服装が乱れ始めたFに対して、教員は指導を繰り返していた。しかし、Fの行動はますますエスカレートし、喫煙や飲酒、深夜徘徊、年上の少年の家に泊まるなどを繰り返すようになり、登校しなくなっていった。

【 対応 】

教職員が事象を把握（校長に報告）



*きのくに学校警察相互連絡制度

平成17年3月に県教育委員会と県警察本部によって結ばれた「学校と警察との相互連絡制度に関する協定書」第5条には、児童生徒の非行や問題行動、児童生徒に被害が及ぶおそれのある事案等、学校と警察が必要と判断した事案について相互に連絡をとることができると規定されている。

**要保護児童

児童福祉法では、18歳未満を「児童」と定義している。

(7) 学業の不振が主たる要因

三学期に入り、Gはしばしば欠席するようになった。欠席する日は、Gの母親から「体調不良である」と連絡があり、1・2日欠席すると登校するといったことを繰り返すという状況であった。心配した担任が家庭訪問し、Gに話を聞くと、Gが「授業についていけず、授業中、教室にいることが苦痛で、学校に行きたくない」と訴えた。

【 対応 】

教職員の気付き

学力が上がらない。

そういえば、テスト前になるとよく欠席していた。



授業中、よく居眠りをしている。

宿題をしてこない。

情報の収集・確認（校長や学年主任に報告）

家庭訪問・面談

G（本人）

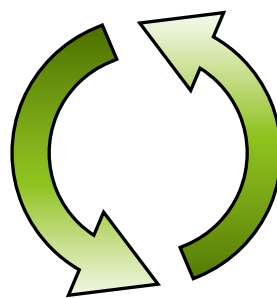
○担任や教科担当等が家庭訪問を行い、Gの思いを聞く。

Gの保護者

○担任や教科担当等が面談を行い、状況を確認するとともに、保護者の思いを聞く。

ケース会議による「見立て（アセスメント）」 → P.5.6

- 担任が一人で抱え込まず、学年集団や教科担当とも連携し、組織として対応する。
- 学年集団で、学び直しや学力補充の手立てを計画的、継続的に行えるよう検討する。
- ケースによっては、担任等が別室登校や教育支援センターへ通うことなどを促す。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの助言等を得て、学力の定着が十分でない理由をさぐる。



- 担任や教科担当等が家庭訪問を行い、GやGの保護者とコミュニケーションを取るとともに、具体的な学力補充の支援計画を伝える。
- Gが登校できるまでケース会議を継続的に行い、Gの再アセスメントと支援計画を修正し、再検討する。

G（本人）・Gの保護者

- GやGの保護者に対して、スクールカウンセラー等によるケアを行うなど、継続的に支援することが重要である。
- キャリア教育担当とも連携し、学力補充とともに長所の伸長にも注力し、進路についてケアを行うことが大切である。
- 学業不振の背景に、いじめやネグレクト（虐待）、ヤングケアラーの問題が絡んでいるケースも考えられるため、担任等がG及びGの保護者にいていねいに聞き取ることが大切である。いじめやネグレクト（虐待）、ヤングケアラーを認知した場合は、それぞれP.8、P.18を参照する。
- 学力に大きく課題のあるときは、特別支援教育コーディネーターにも相談する。

(8) 進路に係る不安が主たる要因

父親は厳格な性格で、常々Hに対し、「しっかりと勉強して、よい学校に行かないと社会人になってから苦労する。」と伝え続けていた。しかし、中学3年生の夏休み以降、成績が悪くなったことから、父親の期待に応えられないと考えるようになり、体調不良を訴えることが多くなってきた。

【 対 応 】

教職員がHの状況を認識（校長に報告）

Hとの個人面談や
担任等による家庭訪問

複数の教員で、いじめ
アンケート等を確認

教職員からの情報収集

虐待の疑いがある場合 → P.18

ケース会議による「見立て（アセスメント）」 → P.5,6

Hへの支援

Hの保護者への対応

Hが登校できる場合

- 教室で授業を受けられないときは、別室で個別授業を行う。
- 担任や教科担当が、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。（無理強いないで、Hの希望を確認しながら行う。）
- 担任等が家庭訪問を定期的に行い、Hの心のケアや本人の希望があれば、学力補充を行う。
- 継続してケース会議で支援計画の検討を行う。

Hが登校できない場合

- 担任等、Hが安心して会える教職員等による家庭訪問や面談を行いながら、Hの進路選択についての相談や、心のケアに取り組む。
- 担任や教科担当が、欠席した期間の学力補充を行う。（可能であれば、別室登校を促す。）
- 担任等との中学校卒業後の進路を選択する面談は、できる限り学校で行う。（面談の時間と教室は配慮する。）

- 担任等がHの願いや悩みをていねいにHの保護者に伝える。（保護者に理解を求める。）
- Hの保護者の心のケアを行いながら、Hの支えになるよう依頼する。
- 進路に関する情報をていねいに伝える。
- スクールカウンセラー等とも相談するようにすすめる。
 - ・虐待が懸念される場合、速やかに児童相談所に通告する。→P.18

Hが納得して進路選択をしていくことが大切です。そのためには、Hに自尊感情を育むことと、Hの保護者の理解が必要です。

(9) 入学時の不適応が主たる要因

1は、高校入学当初から無気力な様子で、クラス内でも積極的に人間関係を構築しようとしなかった。次第に、クラス内でも孤立するようになり、体調不良を理由に遅刻や欠席をするようになった。同じ中学校から入学した生徒から聞き取ったところ、1にとっては不本意な入学であることが分かった。

【 対 応 】

教職員が事象を把握（校長に報告）

校長の指示のもと、学年集団等が連携して組織的に対応する。

ケース会議 → P.6

学年集団等

スクール
カウンセラー

心のケア

情報収集等

出身校との連携

- 校長を通じ、前担任や進路担当などから在籍していたときの状況や、どのような進路希望をもっていたのかを確認する。
- 入学後、間もない時期であり、教員との信頼関係が構築されていない場合においては、特に協力を仰ぐ。

学校による1への登校支援

- 担任は、家庭訪問で1と面談し、信頼関係を構築するとともに、自己有用感をもたせる。
- 担任や教科担当は、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。
- 1及び1の保護者に対してスクールカウンセラー等によるケアを行う。
- ケース会議を継続して行い、1の再アセスメントと支援計画を修正し、再検討する。
- 学校の進路指導で進路選択等の可能性や、できることをていねいに説明する。

学校の組織的な取組

- 1について、多くの教職員で継続的に「見立て（アセスメント）」を行う。
- ケース会議を踏まえ、教育相談部会等において、1の再登校に向けた支援計画の検討を行う。
- 担任や教科担当は、別室登校した際の対応や教育支援センター等と連携して、1の学習の場をつくる。
- 担任や教科担当は、小さな変化をていねいにとらえ、「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」等で教職員が情報共有する。
- 背景に、いじめやネグレクト（虐待）、ヤングケアラーの問題が絡んでいるケースも考えられるため、担任等が1及び1の保護者にていねいに聞き取ることが大切である。いじめやネグレクト（虐待）、ヤングケアラーを認知した場合は、それぞれP.8、P.18を参照する。

進路変更を希望した際の支援

- 担任は、家庭訪問や面談で、1及び1の保護者の意向をていねいに確認する。
- 新たな進路希望の実現に向けて、学校としてできることを提示し、1及び1の保護者の同意のもとで支援を行う。
- スクールソーシャルワーカーと連携しながら家庭の状況を把握し、必要な支援を行う。

(10) 学校教育への不信が主たる要因

Jの保護者は、「学校に行くのは無駄だ。勉強は塾か家ですればいい」との方針でJを育てている。そのため、Jは、入学式以降登校しなくなった。Jは、時々数名の級友と遊ぶことがあるが、塾以外は、ほとんど家の中で過ごしている。担任等が家庭訪問しても、Jの保護者だけの対応で終わってしまい、担任等は、ほとんどJに会うことができない。

【 対 応 】

担任等がJの状況を認識（校長に報告）

虐待の疑いがある場合 → P.18

ケース会議による「見立て（アセスメント）」 → P.5,6

スクールカウンセラー

管理職・教職員

スクールソーシャルワーカー

学校によるアプローチ

- ケース会議で繰り返し「見立て（アセスメント）」を行い、様々な方策により登校を促す。
- 担任や管理職等が家庭訪問を行い、J及びJの保護者から、ていねいに話を聞き取る。
- 学校教育の必要性、学校の中での友達づくりや集団で学ぶ大切さをJの保護者に伝え、Jに登校させるように粘り強く説得する。

通知

指導・支援

協力依頼

連携

教育委員会

*出席の督促

地域・関係機関と連携

- 市町村福祉担当課
- 児童相談所
- 民生委員・児童委員

虐待が懸念される場合、速やかに児童相談所に通告する。

情報収集・訪問支援

J（本人）

Jの保護者

*校長は、在学するこどもが、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な理由がないと認められるときは、速やかに、その旨を教育委員会に通知しなければならない。通知を受けた教育委員会は、保護者がこどもを就学させる義務を怠っていると認められる時は、その保護者に対して、出席を督促しなければならない。

「学校教育法施行令（第二十条・第二十一条）」より

(11) 病気（起立性調節障害※⁵等）が主たる要因

中学校に進学後、Kは、朝ベッドから起き上がるのがつらい日が続いた。欠席した日は、家で勉強しようとするが、すぐにだるくなり吐き気も出るなど、体調が改善されない状態であった。

教職員の気付き



(※5 P.20を参照)

「病気」による長期欠席にも「不登校」が潜在化している可能性があることから、不登校の可能性を含めて、学校内でしっかりと見立て（アセスメント）を行う必要がある。

【 対 応 】

情報の収集・確認

ケース会議による「見立て（アセスメント）」 → P.5,6

医療機関での診察

病気であると診断

病気でないとして診断

全教職員の理解とこどもの理解と協力

- 全教職員に、起立性調節障害等の理解を深める研修を実施する。
- 学級会やホームルーム活動で、起立性調節障害等の病気について配慮が必要な子どもへの理解と、登校に向けた支援についての協力を求める。

起立性調節障害等
病気になった要因
をさぐる。

学校や家庭に要因があると考えられる場合

病気以外に欠席している
原因が見当たらない場合

登校支援と並行して実施

Kへの登校支援

- Kが安心して会える教職員等による家庭訪問や面談を行いながら、KとKの保護者の支援（ケア）に取り組む。
- 担任や教科担当が、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。（可能であれば、別室登校を促す。）
- 担任と養護教諭は、Kの保護者から治療の状況を定期的に聴取しながら、ケース会議で支援計画の確認及び修正を行う。

学校生活に関わることへの対応

- 担任等が、Kの不安を取り除くための取組を行い、その過程と結果をKとKの保護者にていねいに伝える。
- 教育相談部会やケース会議において、Kの再登校に向けた支援計画の確認及び修正を行う。

家庭の事情への対応

- Kの保護者に対してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等によるケアを行う。
- スクールソーシャルワーカーを活用し、市町村福祉担当課や民生委員・児童委員、児童相談所等の関係機関と連携する。

(12) ネグレクト※6（虐待）が主たる要因

Lの両親が離婚し、母親に養育されることになったが、母親は、毎日のように夜遅くまで家に戻ってこなかった。その結果、食生活を含めて生活習慣が乱れていき、遅刻や欠席が増えていった。

教職員の気付き

不自然なあざ（内出血）が頻繁にある。



病気で治療を必要とされる場合でも、病院につれて行ってもらっていない。

体や衣服が汚れてもずっとそのままだ。

（※6 P.20を参照）

〔参考〕
県教育委員会児童虐待ウェブサイト



【 対応 】

教職員が事象を把握（校長に報告）

校長の指示のもと、学年集団・生徒指導部会等が連携して組織的に対応する。

ケース会議 → P.6

スクール
ソーシャルワーカー

スクール
カウンセラー

心のケア

つなぐ

児童相談所、福祉事務所、市町村福祉担当課

在宅援助
（保護者を指導）

一時保護
（こどもを保護）

継続的に登校支援

担任等による面談等

学校によるLへの登校支援

- 担任や養護教諭等が、家庭訪問でLと対面し、身体の変化に注意するなどの安全確認を行う。（複数の教員で行う。）
- Lの母親と面談を行いながら、Lの養育についての考えや、今後の方針について聞き取る。
- 教育相談部会やケース会議において、Lの再登校に向けた支援計画の確認及び修正を行う。
- 要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を行い、Lの母親の養育に関する問題を明らかにするとともに、学校と関係機関が連携してLの家庭に必要な支援を行う。
- 担任や教科担当が、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。（別室登校や教育支援センター等も紹介する。）

連携

地域・関係機関

- 市町村福祉担当課（ヤングケアラー担当部署）
- 福祉事務所
- 児童相談所
- 民生委員・児童委員
- 要保護児童対策地域協議会
- 警察、補導委員
- 青少年センター 等

学校は、地域や関係機関と連携して組織的に対応できるように、窓口となる教員を決めて、日頃から関係を築いておくことが必要です。

学校・保育所等は保護者等から要保護の幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き連続7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。

〔学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について〕（平成31年2月）

不登校の子どもたちが、安心感や信頼感を得て教室に戻る準備ができる居場所として、校内では保健室や相談室、さらには、今後、不登校になったこどもの支援の中核となる役割を果たす教育支援センターの役割は大きくなります。また、学校や教育委員会があらゆる手立てを講じた上で、家庭とも十分相談し、こどもの状況により、環境を変えることが望ましいと判断する場合は、こどもの状況に応じた他の学校への転校が考えられます。さらに、こどもの居場所としてフリースクール等を活用することが考えられます。

教育支援センター

教育支援センターとは

教育支援センターは、各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談等を行う場所です。

公共施設の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

県内における教育支援センター等設置状況

19市町で20教室を開設（令和6年3月末現在）

○和歌山市	和歌山市立子ども支援センターふれあい教室	○御坊市	メイト
○海南市	Happy Place ひなた	○みなべ町	クレーセル
○橋本市	橋本市教育支援センター憩の部屋	○田辺市	ふれあい教室
○岩出市	フレンド	○白浜町	ふれあいルーム
○紀の川市	ほほえみ粉河教室	○上富田町	上富田町教育支援センター ひだまり
	ほほえみ貴志川教室	○新宮市	はばたきの家
○有田市	有田市教育支援センター ラ・ポール	○那智勝浦町	ほっこり
○かつらぎ町	かつらぎ町教育支援センター	○古座川町	らるご古座川
○湯浅町	湯浅町適応指導教室	○串本町	串本町教育支援ルーム とらいあんぐる
○有田川町	ファイン		
○由良町	かがやき		

和歌山県内の不登校児童生徒の学びの場・居場所等について



各センターが工夫しながら、子どもたちを支援しています。



フリースクール等の民間施設

フリースクール等とは

フリースクールは、学校や教育支援センター以外の、日中の時間帯に不登校のこどもが学習したり、興味のあることに取り組んだりできる場所です。

国の「民間施設についてのガイドライン（試案）」では、不登校のこどもに対する相談・指導等に深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有し、こどものプライバシーにも配慮の上、学校と相互に不登校のこどもやその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれているなどの条件が示されています。

学校との連携

学校は、フリースクール等の民間施設に通うこどもの状況についても把握する必要があります。

学校が、こどもと関わる中で、学校への復帰が難しい場合やその環境を変えることが望ましいと考えられる場合には、学校、こども、保護者等の関係者で十分に協議する必要があります。

また、義務教育段階のこどもが通うフリースクール等の民間施設と学校は、連携を密にし、こどもの実状に応じて、学校がていねいに関わって、状況を把握しながら支援を行っていくことが重要です。

知っておきたい用語

※ 1 「見立て（アセスメント）」

数ある情報の中から、問題の本質に近づくための大切な情報を見きわめ、整理することで、要因や背景を明らかにすること。

※ 2 ブレインストーミング

参加者全員でたくさんの意見や気付きを出しあい、そこからこどもが欠席する要因や背景等を見つけていく手法。

※ 3 長期欠席

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、長期欠席（年度間に30日間以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒）を、「病気」や「経済的理由」、「不登校」、「その他」に分類している。

長期欠席の理由

- 病気…本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
- 経済的理由…家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で、長期欠席した者。
- 不登校
 - ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
 - ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
 - ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
 - ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。
- その他
 - 「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれかにも該当しない理由により長期欠席した者。
 - 〈例〉
 - ・保護者の教育に関する考え方、登校について無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。
 - ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。
 - ・連絡先が不明なまま長期欠席している者。
 - ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により、登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者。

※ 4 合理的配慮

障害のあるこどもが、他のこどもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のあるこどもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの。

※ 5 起立性調節障害

自律神経系のリズムが乱れ、午前中に交感神経が活性化せず、身体が休止する状態になる一方、午後から夜に体調が回復するといった身体症状の一つ。

※ 6 ネグレクト

虐待の1つで、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること。（保護の怠慢、拒否）

児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は速やかに、児童相談所または福祉事務所に通告する義務がある。また、要支援児童等と思われる者を把握した時は、その情報をその者が住んでいる市町村に提供するように努める必要がある。

いじめ・不登校に関する相談窓口

和歌山県

「教育相談電話」

和歌山県教育委員会

TEL:073-422-7000 (和歌山市)
TEL:0739-23-1988 (田辺市)
月～金 9:00～12:00/13:00～17:00
祝日、年末年始を除く

「こどもSOSダイヤル」

和歌山県教育委員会

TEL:073-422-9961

24時間対応

いじめ・不登校に関する 相談窓口等

和歌山県教育委員会



「教育長POST(教育長へのメール)」和歌山県教育委員会

【メール】

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/etc/kyouikuchoupost.html>

【郵送】

〒640-8585 和歌山県教育庁「教育長POST」宛(住所の記載は不要です)
FAX:073-432-4517

「県政ポスト(知事へのメール)」和歌山県庁

【メール】

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/secure/teigen/teigen.html>

【郵送】

〒640-8585 和歌山県庁広報課「県政ポスト」宛(住所の記載は不要です)
FAX:073-423-9500

若者サポートステーション(総合相談)With You 和歌山県子ども支援課

【電話相談】わかやま TEL:073-428-0874
きのかわ TEL:0736-32-0874
南紀 TEL:0739-24-0874

月～金 10:00～17:00(祝日、年末・年始等を除く)

【メール相談】<http://with-you-wakayama.jp>

ヤングテレホン・いじめ110番 和歌山県警本部少年課

TEL:073-425-7867

【メール】e8205001@pref.wakayama.lg.jp

月～金 9:00～17:45

夜間及び土・日・祝日は当直で対応

こどもの相談

中央児童相談所

【来所面談】(まずは電話をして予約)

TEL:073-445-5312

月～金 9:00～17:45

祝日、年末年始を除く

子どもと家庭の相談

和歌山児童家庭支援センターきずな

TEL:073-460-8044

月～金 9:00～18:00

祝日、年末年始を除く

児童相談所相談専用ダイヤル

中央児童相談所

【電話相談】

<子ども相談>

TEL:0120-189-783

24時間365日受付

和歌山いのちの電話

社会福祉法人和歌山いのちの電話協会

TEL:073-424-5000

10:00～22:00(年中無休)

毎月10日は24時間相談

フリーダイヤル:0120-783-556

LINE相談

中央児童相談所

月～金 10:00～20:00

祝日及び年末年始を除く



きいちゃんLINE悩み相談@

和歌山県教育委員会

月～金 17:00～21:00

祝日、年末年始を除く

文部科学省

24時間こどもSOSダイヤル(全国共通)

TEL:0120-0-78310

なやみ言おう

法務省

こどもの人権110番(全国共通)

TEL:0120-007-110

平日8:30～17:15

関連資料 (和歌山県教育委員会ホームページに掲載)

- 「いじめ問題対応マニュアル」(平成27年8月)
- 「子どもの安全・安心サポートマニュアル 見逃さないで!子どものSOS」(平成27年8月)
- 「不登校を生まない集団づくり」(平成27年3月)
- 「みんな生き生き!学級集団づくり」(平成28年3月)
- どの子も「わかる・できる」授業づくりのアイデア
～特別支援教育の視点を取り入れた新しい授業実践集～(平成24年3月)
- 「和歌山県いじめ防止基本方針」(平成26年3月)

不登校対応基本マニュアル 事例別対応編

平成29年4月 初版
平成31年3月 第二版
令和3年3月 第三版
令和6年3月 第四版

発行 和歌山県教育庁学校教育局教育支援課 TEL:073-441-3694
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。